昭和二十三年法律第二十七号 財政法第三条の特例に関する法律

又は改定することができる。又は国会の議決を経なくても、これを決定し、 第三条に規定する価格、料金等は、法律の定め 限り、財政法 (昭和二十二年法律第三十四号) 政府は、現在の経済緊急事態の存続する間に

日を超えない期間内において、政令でこれを定この法律施行の期日は、その成立の日から十

の効力を失う。
この法律は、物価統制令の廃止とともに、そ いて、同条の規定に基いて定められたものとみ 基本賃率は、財政法第三条の規定施行の日におるこの法律の本則各号に掲げる定価、料金及び 財政法第三条の規定施行の際現に効力を有す

号 附 抄 則 (昭和四一年三月二五日法律第八

(施行期日)

する。 この法律は、 昭和四十一年四月一日から施行

附 則 号 抄 (昭和五九年八月一〇日法律第七

(施行期日)

第一条 この法律は、 行する。 昭和六十年四月一日から施

八七号) 則 抄

行する。 附 則 (昭和六一年一二月四日法律第九

第一条 この法律は、

昭和六十年四月一日から施

(施行期日)

三号) 抄

第一条 この法律は、 施行する。 (施行期日) 昭和六十二年四月一日から

附則 (平成一四年七月三一日法律第九

(施行期日) 八号) 抄

する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行 各号に定める日から施行する。 の規定 三十三条第二項及び第三項並びに第三十九条 を含む。)並びに附則第二十八条第二項、第 第一章第一節(別表第一から別表第四まで 公布の日

> 第三十九条 この法律に規定するもののほか、公 める。 社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置 (罰則に関する経過措置を含む。) は、政令で定

(その他の経過措置の政令への委任)